

報道関係各位

平成 25 年 9 月 24 日

～インターネットでのトラブルが社会問題に～
「著作権法改正から一年」
「インターネットによる人権侵害」

昨今インターネットでの様々なトラブルが社会問題となっています。安易な行為がトラブルを引き起こし、罪に問われてしまうこともあります。今回は、「著作権法改正から一年」「インターネットによる人権侵害」をテーマに、インターネット上でのルールやモラルについて、知っておきたいトピックスを取り上げます。

著作権法が改正されて 1 年が経ちました。

「違法ダウンロード」は刑罰の対象です！

音楽や映像を、インターネットサイトを通じて自分のパソコンや携帯電話で視聴したり、ダウンロードしたりして楽しむ人が増えています。このように音楽や映像を利用するときに、皆さんに注意していただきたいのが、それらの利用が著作権法によって保護される権利（「著作権」など）を侵害していないかどうかということです。平成 22 年に民間機関が行った調査によれば、違法配信サイトなどからの年間ダウンロード数は、正規有料音楽配信の 10 倍に相当する 43.6 億ファイルと推定されています（資料：2010 年日本レコード協会調査）。

このとおり、違法ダウンロードによる被害が深刻な状況であったことから、平成 24 年 6 月、違法ダウンロードの刑罰化について議員修正による改正法が成立し、平成 24 年 10 月 1 日から施行されました。これにより、個人的に利用する目的であっても、「海賊版」について、それが販売または有料配信されている音楽や映像であることと、違法配信されたものであることの両方を知りながら、自分のパソコンなどに録音または録画（ダウンロード）した場合には、刑罰として、「2 年以下の懲役または 200 万円以下の罰金（またはその両方）」が科されることになりました。ただし、このような違法ダウンロードについては、被害者である著作権者からの告訴が必要な親告罪となっています。

<改正によって変わった著作権法の内容などについてはこちら>

URL: <http://www.gov-online.go.jp/useful/article/200908/2.html>

URL: <http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg6903.html>

人権侵害は、名誉毀損の罪に問われることもあります。

インターネットによる人権侵害に注意！

インターネットでは、簡単には自分の名前や顔を知られることなく発言することができます。そのため、匿名性を悪用した人権侵害が発生しています。最近では、いじめなどの問題をきっかけに、インターネット上にその事件の関係者とされる人たちに関して、ひどい言葉を用いた書き込みや不確かな情報に基づく無責任な書き込みがされたり、誤った情報に基づいて全く関係のない人たちを誹謗中傷（根拠のない嫌がらせや悪口）する書き込みがされたりしていると報道されています。

インターネットでは、いったん掲示板などに書き込みを行うと、その内容がすぐに広まってしまいます。また、その書き込みをネット上から完全に消すことは容易ではありません。誹謗中傷や他人に知られたくない事実、個人情報などが不特定多数の人々の目にさらされ、そのような情報を書き込まれた人の尊厳を傷つけ、社会的評価を低下させてしまうなど、被害の回復が困難なほど重大な損害を与える危険があります。また、このような人権侵害は、名誉毀損の罪に問われることもあります。



法務省：不当な書き込みの防止に向けたポスター

[インターネット上での人権侵害を防ぐために]

- ・他人を誹謗中傷する内容を書き込まない
- ・差別的な発言を書き込まない
- ・安易にあいまいな情報を書き込まない
- ・他人のプライバシーに関わる情報を書き込まない
- ・書き込みが不特定多数の人に見られる可能性があるということを意識する

人権相談をインターネットで受け付けています

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

<インターネット上で人権侵害にあったときの具体的な対策はこちら>

URL: <http://www.gov-online.go.jp/useful/article/200808/3.html>

政府広報オンラインでは、ソーシャルメディアを活用して、より幅広い情報発信に取り組んでいます。さまざまな国の取組のなかから、“毎日の暮らしに役立つ情報”や“重要な施策の広報キャンペーン”などを日々ご紹介。ぜひ、こちらもご覧下さい。

▼『政府広報オンライン』ソーシャルメディア公式アカウント

Facebook : <http://www.facebook.com/govonline>

Twitter : https://twitter.com/gov_online

国の行政情報に関するポータルサイト「政府広報オンライン」では、政府の「施策・制度」「取組」の中から、暮らしにかかわりの深いテーマ、暮らしに役立つ情報を、イラストや動画を使って分かりやすい記事でご紹介しています。このたびお届けする「お役立ち News Letter」では、毎号そのうちの一部をピックアップして、みなさまにお伝えしていきます。

▼『政府広報オンライン』トップページ

<http://www.gov-online.go.jp/index.html>

本件に関するお問合せ
内閣府政府広報室 03-3581-7026(直通)